

公 告

分任契約担当官
陸上自衛隊倶知安駐屯地
第325会計隊倶知安派遣隊長 星野 悠介

以下のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」及び「契約条項」を承知のうえ参加されたい。

1 入札事項

契約実施計画番号		調 達 要 求 番 号		物 品 番 号		仕 様 書 番 号	
4LX01AA00100		4MPY1A20011 0001				12	
品名 または 件名							
ニセコ演習場リフト用ロープ交換役務							
部品番号 または 規格							
仕様書のとおり							
使用器材名							
数 量	単 位	銘 柄	使 用 期 限 等	グ ル ー プ	指 定	検 査	包 装
1.00	ST						
納地または工事場所				引 渡 場 所			
倶知安駐業				管理科 佐藤事務官 内線486			
搬 入 場 所				納 期 または 工 期			
倶知安駐屯地業務隊管理科				令和6年12月20日（金）			

2 競争参加資格

次のいずれかであること

全省庁統一資格の「役務の提供等」に係る等級がA、B、C、D等級であること
ただし、細部は注意事項による。

3 契約条項を示す場所

仕様書及び入札心得等については、会計隊 契約班に掲示する。

4 説明会及び入札執行の日時場所

説明会日時場所：

入札日時場所：令和6年5月8日（水）9時30分 倶知安駐屯地 幹部食堂

5 保証金

入札保証金：免除 契約保証金：免除

6 落札決定方式及び契約方式

落札決定方式：総品目総額 契約方式：一般競争

7 注意事項

(1) 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

ア 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

イ 「入札及び契約心得」を確認して所要の処置を講じている者

ウ 契約担当官等から指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

エ 付紙「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等」に該当しない者であること。

オ 全省庁統一資格申請において「役務の提供」の「D以上」の格付けを有する者で北海道地域に競争参加資格を有する者（資格審査結果通知書（写し）を入札時に提出）

(2) 保証金等に関する事項

ア 入札保証金：免除。ただし、落札者が「入札及び契約心得」に従って契約の締結手続きをしない場合には、落札者が契約締結に応じないものとみなし、落札金額の100分の5に相当する金額を違約金として徴収する。

イ 契約保証金：免除。ただし、契約者が契約を履行しない場合は、契約金額の100分の10以上の金額を違約金として徴収する。

(3) 入札の無効

ア 第2項及び第7項（1）で示した競争参加に必要な資格がない者の入札

イ 入札に関する条項に違反した入札

ウ 入札書に記名がない場合又は品名、数量金額等が不明の場合若しくは入札書に記載した金額が訂正されている入札

エ 電報・電話及びFAXによる入札

オ 入札開始時刻に遅れた者による入札

カ 次の文面を記載していない入札書による入札

入札書下部余白に「当社（私・個人の場合）、当団体（団体の場合）は、「入札及び契約心得」及び「標準契約書等」の契約条項を承諾のうえ入札致します。また、「入札及び契約心得」に定める暴力団排除に関する事項について

誓約します。」と記載すること。

- キ 誓約した「暴力団排除に関する事項」に虚偽があった場合又は誓約に反する事態が生じた場合
- (4) 契約書の作成
落札者は、落札決定後遅滞なく契約書を作成する。
- (5) 特約条項
本契約は「役務請負契約条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項及び暴力団排除に関する特約条項」を適用する。
- (6) 落札決定方式
総額が、当隊所定の予定価格の制限の範囲内の最低入札者を落札者とする。なお、落札者となるべき最低入札者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (7) その他
 - ア 契約の成立時期については、契約書に双方が記名押印したときとする。
 - イ 入札に参加する者は、資格審査結果通知書の写しを入札時に提出すること。
 - ウ 代理人をもって入札に参加する場合は、委任状を提出すること。
 - エ 郵便による入札を認める。この際、封筒に「(入札件名)入札書在中」と明記し、資格審査結果通知書の写しを同封し、書留郵便（簡易書留可）にて令和6年5月7日（火）17時までに俱知安駐屯地第325会計隊俱知安派遣隊へ必着とする。この際、電話にて担当者に到着の確認を行うこと。
 - オ 再度入札は官側が指定した時期に実施する。
 - カ 本入札は、郵便入札を推進する。そのため当日参加を希望する場合は、令和6年5月7日(火)17時までに俱知安駐屯地第325会計隊俱知安派遣隊へ連絡するものとする。
 - ク 入札に関する事項の問い合わせ先
陸上自衛隊俱知安駐屯地 第325会計隊俱知安派遣隊 契約班（担当：上屋敷）
電話：0136-22-1195（内線：463）
 - ケ 仕様書に関する事項の問い合わせ先
陸上自衛隊俱知安駐屯地 業務隊管理科（担当：清水）
電話：0136-22-1195（内線：481）
- (8) 公告掲示場所及び期間
 - ア 掲示場所
俱知安駐屯地
 - イ 北部方面隊ホームページ：<http://www.mod.go.jp/gsdf/nae/fin/index.html>
 - ウ 掲示期間
令和6年4月16日～令和6年5月8日（水）

装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等

- 1 防衛省大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止措置等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。
- 2 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。
- 3 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし、真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りでない。
- 4 第2号の「資本関係又は人的関係にある」場合とは、次に定める基準のいずれかに該当する場合をいう。
 - (1) 資本関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては子会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号及び会社法施行規則（平成18年法務省令第12号）第3条の規定による子会社をいう。以下同じ。）又は、イについて子会社の一方が会社更正法（昭和27年法律第172号）第2条第7項に規定する更正会社（以下「更正会社」という。）又は民事再生法（平成11年法律第225号）第2条第4号に規定する再生手続（以下「再生手続」という。）が存続中の会社である場合を除く。
ア 親会社（会社法第2条4号及び会社法施行規則第3条の規定による親会社をいう。以下同じ。）と子会社の関係にある場合。
イ 親会社を同じくする子会社同士の関係にある場合。
 - (2) 人的関係がある場合
次のア又はイに該当する二者の場合。ただし、アについては、更正会社又は再生手続存続中の会社である場合は除く。
ア 一方の会社の役員（常勤又は非常勤の取締役、会計参与、監査役、執行役、理事、監事その他これらに準ずる者をいい、社外役員を除く。以下の号において同じ。）が、他方の会社の役員を現に兼ねている場合。
イ 一方の会社の役員が、他方の会社の会社更正法第67条第1項又は民事再生法第64条第2項の規定により選任された管財人を現に兼ねている場合。
ウ (1)及び(2)に掲げる場合のほか、資本構成又は人的構成において関連性のある一方の会社による落札が他方の会社に係る指名停止等の措置の効果を事実上減殺するなど(1)又は(2)に掲げる場合と同視し得る資本関係又は人的関係があると認められる場合。

ニセコ演習場リフト用ロープ交換役務

役務件名	ニセコ演習場リフト用ロープ交換役務	図面番号	1 / 3
図面名称	表紙	縮尺	—
業務隊長	管理科長	営繕班長	ニセコ演習班長
陸上自衛隊倶知安駐屯地業務隊		工事企画	設計
		令和6年	4月9日

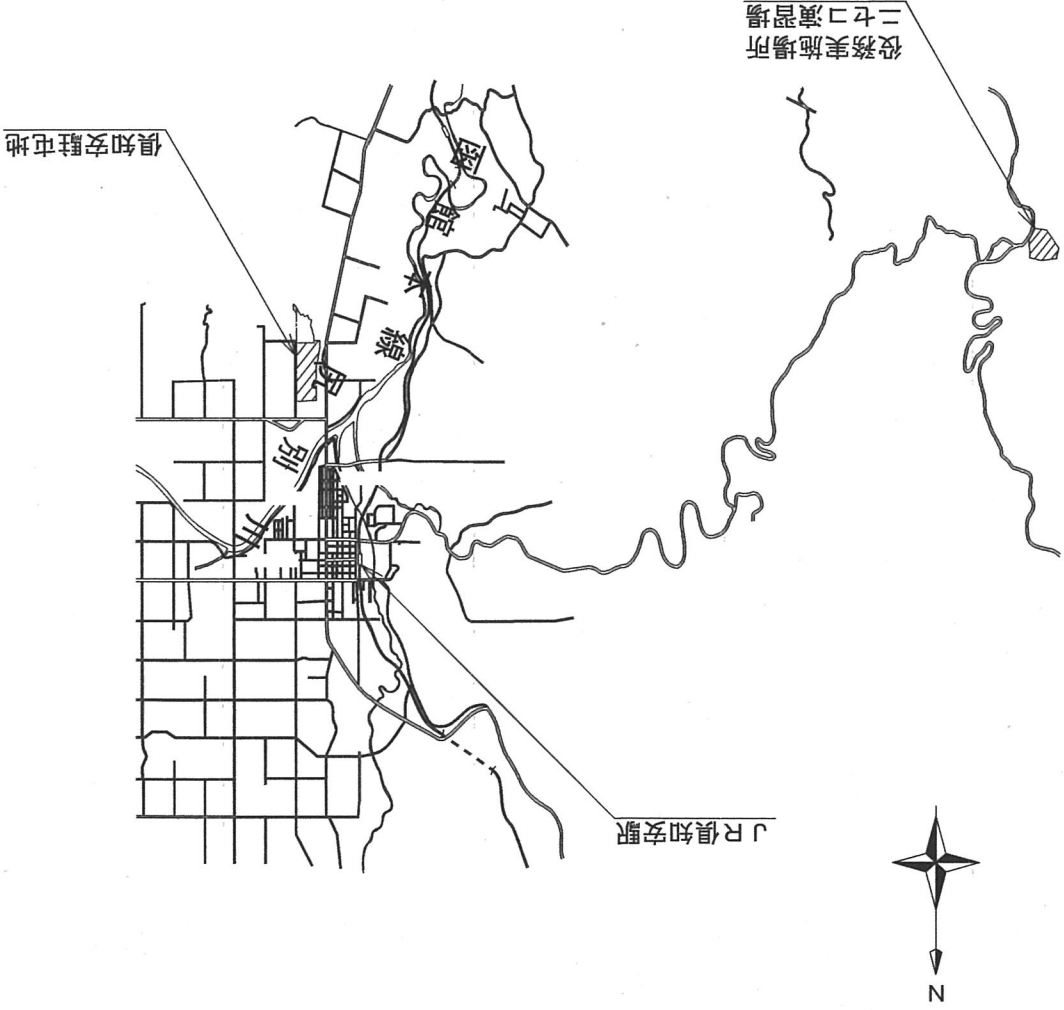
特記仕様書

- 1 役務件名 ニセコ演習場リフト用ロープ交換役務
- 2 役務場所 北海道磯谷郡蘭越町昆布湯の里
陸上自衛隊倶知安駐屯地ニセコ演習場
- 3 役務期間 契約日当日から令和6年12月20日まで
ただし、ロープ交換完了は令和6年11月30日までとする。
- 4 役務概要
 - (1) ロープリフト用ワイヤーロープ交換 一式
 - (2) 試運転調整 一式
- 5 適用範囲
本仕様書は、陸上自衛隊倶知安駐屯地ニセコ演習場において実施する「ニセコ演習場リフト用ロープ交換役務」に関し、必要な事項を規定する。
- 6 役務内容
 - (1) 使用材料は、ダンラインロープ三振り（マリンタフSロープ φ26mm×450m）とする。
 - (2) 使用材料は、傷及び損傷等のない新品とし、現場搬入後に監督官の検査を受け合格したものを使用する。
 - (3) ロープの設置位置及びロープの切断箇所については、監督官の指示による。
- 7 現場管理
 - (1) 現場は、常に整理・清掃を行い、火災等の事故防止に留意する。
 - (2) 現場及び許可された場所以外への立入りは厳禁とする。
 - (3) 既設構造物等に損傷を与えないように十分注意する。
- 8 一般事項
 - (1) 仕様書の内容に明記のない場合または疑義が生じた場合は、全て監督官と協議する。
 - (2) 本役務は、全て監督官立会いのもと実施するものとし、作業終了後、検査官の役務完了検査を受ける。
 - (3) 本役務実施にあたり、起因する損傷及び故障等が発生した場合は、請負業者側の負担において処置を行うものとする。
 - (4) 本役務実施にあたり、本仕様書によるほか、関係法規を遵守するものとする。
 - (5) 役務写真は、着手前、作業中、完了後の各工程及び監督官の指示する箇所を撮影し、A4版に整理して提出するものとする。
 - (6) 本役務実施にあたり、必要な消耗品類は請負業者側で負担するものとする。

役務件名	ニセコ演習場リフト用ロープ交換役務	図面番号	2/3
図面名称	特記仕様書	縮尺	—
陸上自衛隊倶知安駐屯地業務隊		令和6年	4月9日

役務件名	二七〇演習場ニテ用ロープ交換役務	図面番号	3
図面名称	二七〇演習場敷内図・配置図	縮尺	S=1:X
陸上自衛隊奥知駐屯地業務隊		昭和6年 4月 9日	

二七〇演習場敷内図 S=1:X



二七〇演習場配置図 S=1:X

